

新しい住居表示のご案内

令和8年9月19日（土）から
ご住所が変わります

蒲 郡 市

はじめに

皆さまがお住まいの地区（蒲郡市港町）は、住居表示区域に指定されており、この住居表示区域内で表記する住所は、土地の地番にかかわらず、住居表示番号（建物等につけられる、住民登録上の住所）を使用し、「港町〇番△号」と表します。

また、住居表示番号は、道路、河川、水路等に沿って定められた街区単位で付番されますが、港町では、現在施行中の蒲郡駅南土地区画整理事業により、土地の形状が整えられ、新たな道路や公園等が整備された結果、付番当初の街区構成が変化し、その一部が実態にそぐわなくなっています。

そこで、今回、港町の一部の住居表示の街区界を引き直す「住居表示の再整備」を行います。このことにより、港町にお住いの皆さまの住所や、事業所の所在地の表し方が変更されます。

住居表示制度は、整備された地域の住所を、よりわかりやすいものにするための制度です。このたびの住所変更につきましては、制度の趣旨をご理解いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、新しい住所は、蒲郡駅南土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から実施いたしますが、換地処分の公告は、令和8年9月18日（金）を予定しています。（実際の住所変更は、令和8年9月19日（土）になります。）

このしおりでは、新しい住所に変更する際、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

目 次

1 今回お届けするもの	1
2 令和8年9月19日以降にお届けするもの	1
3 住所変更の手続きについて	2
① 住所変更手続きが「不要」なもの	2
② 住所変更手続きが「必要」なもの	6
4 不動産登記手続きについて	10
5 住所変更のお知らせ用はがきについて	12

1 今回お届けするもの

① 新住所のお知らせ

新しい住所の表示に関するお知らせです。

② 新しい住居表示のご案内

この冊子です。

※会社等のみ

会社・法人等の変更登記の手引き

会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。

会社、法人様にのみお届けしています。

2 令和8年9月19日以降にお届けするもの

① 街区符号及び住居番号変更通知書

住所の変更をお知らせする通知です。

② 住所変更証明書

住所の変更手続きを行うために必要な新しい住所を記載した証明書です。

住民票の世帯員1人または1会社等につき、5枚交付します。

③ 住居番号表示板

住所をお知らせするための表示板です。

裏面に両面テープが付いていますので、見やすいところに取付けをしてください。

④ 本籍の変更について（お知らせ）

本籍の変更をお知らせする通知です。

本籍地の変更があった戸籍の代表者へ送付します。

⑤ 新住所のお知らせ用はがき

知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する無料はがきです。

詳しくは12ページをご覧ください。

3 住所変更の手続きについて

住居表示の再整備に伴い、市や関係機関において書き換えるため手続きが必要ないものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。なお、本手続きの一覧は手続きの全てを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。

① 住所変更手続きが「不要」なもの

市が管理している公簿類（住民票・戸籍・印鑑登録・名寄帳・課税台帳・選挙人名簿など）は市役所で書き換えます。

※各機関より送付される書類を作成した時期によっては、あて先（住所）が従来のまま記載されている場合があります。あらかじめご了承ください。

・住民登録に関すること

項 目	問合せ先	内 容
住民票	市民課 住民情報担当 ☎ 0533-66-1110	市役所が新住所及び新本籍に書き換えます。
印鑑登録		
戸籍・戸籍の附票	市民課 戸籍担当 ☎ 0533-66-1112	

・固定資産税に関すること

項 目	問合せ先	内 容
固定資産税課税台帳	税務課 土地係 ☎ 0533-66-1113 税務課 家屋係 ☎ 0533-66-1114	市で書き換えるため、手続きは不要です。

・ 国民健康保険 ・ 後期高齢者医療等

項 目	問合せ先	内 容
蒲郡市国民健康保険の被保険者 国民健康保険資格確認書 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 高齢受給者証 特定疾病療養受給者証	保険年金課 国民健康保険給付担当 ☎ 0533-66-1103	【マイナ保険証を使用している人】 引き続き保険証として使用できます。 【マイナ保険証を使用していない人】 後日、市から新しい資格確認書を送付いたします。 認定証・受給者証をお持ちの方へは、後日、市から新しい証を送付いたします。
後期高齢者医療の被保険者 後期高齢者医療資格確認書 後期高齢者医療資格情報のお知らせ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	保険年金課 福祉医療後期高齢者担当 ☎ 0533-66-1102	【マイナ保険証を使用している人】 引き続き保険証として使用できます。 【マイナ保険証を使用していない人】 引き続きお手元の資格確認書を使用できます。資格確認書裏面に新住所の記入をお願いします。
心身障害者医療費受給者証		
精神障害者医療費受給者証		
子ども医療費受給者証		
母子家庭等医療費受給者証		
後期高齢者福祉医療費受給者証		市で書き換えるため、手続きは不要です。 後日、市から新しい証を送付いたします。

・ 介護保険に関すること

項 目	問合せ先	内 容
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	長寿課 介護保険担当 (東三河広域連合介護保険課) ☎ 0533-66-1176	市で書き換えるため、手続きは不要です。 後日、東三河広域連合から新しい証が送付されます。

・子育てに関すること

項 目	問合せ先	問合せ先
保育所に関すること	子育て支援課 保育担当 ☎ 0533-66-1107	各保育園に申し出てください。
児童扶養手当証書	子育て支援課 児童福祉担当 ☎ 0533-66-1108	市で書き換えるため、手続きは不要です。 後日、市から新しい証を送付いたします。

・年金に関すること

項 目	問合せ先	内 容
国民年金受給者・加入者	日本年金機構豊橋年金事務所 ☎ 0532-33-4111 (自動音声案内)	日本年金機構が新住所に書き換えますが、日本年金機構から郵送される書類が旧住所のままの場合は、豊橋年金事務所へ直接お問い合わせください。
厚生年金受給者・加入者		

・上下水道に関すること

項 目	問合せ先	内 容
上水道に関すること	水道課 経営給水担当 ☎ 0533-66-1206	市で書き換えるため、手続きは不要です。
下水道に関すること	下水道課 管理担当 ☎ 0533-66-1139	

・消防・施設に関すること

項 目	問合せ先	内 容
防火対象物管理台帳	消防本部 予防課 予防係 ☎ 0533-68-0937	市で書き換えるため、手続きは不要です。
危険物施設管理台帳	消防本部 予防課 危険物係 ☎ 0533-68-0938	
特定施設（騒音・振動）の届出	環境清掃課 環境保全担当 ☎ 0533-57-4100	

・自動車に関すること

項 目	問合せ先	内 容
原動機付自転車	税務課 税政担当 ☎ 0533-66-1115	市で書き換えるため、手続きは不要です。
小型特殊自動車		
自動車保管場所証明書	蒲郡警察署 ☎ 0533-68-0110	詳細は問い合わせ先にご確認ください。
保管場所届出		

・事業所等に関すること

項 目	問合せ先	内 容
食品関係営業許可	豊川保健所 食品安全課 ☎ 0533-86-3180	詳細は問い合わせ先にご確認ください。
旅館業関係許可	豊川保健所 生活環境安全課 ☎ 0533-86-3177	
法人市民税の届出	税務課 市民税担当 ☎ 0533-66-1116	市で書き換えるため、手続きは不要です。

・その他

項 目	問合せ先	内 容
パスポート	市民課 旅券担当 ☎ 0533-66-1109	「所持人記入欄」に住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、欄内の余白部分に新住所をご記入ください。
犬の登録	環境清掃課 美化衛生担当 ☎ 0533-57-4100	市で書き換えるため、手続きは不要です。
予防接種予診票	健康推進課 感染予防・庶務担当 ☎ 0533-67-1151	ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。

② 住所変更手続きが「必要」なもの

主なものを記載しましたので参考にしてください。下記のほかにも、各種免許証・許可証、届出等がある場合は、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続きをお願いします。

手続き等でご不明な点は、各手続き先にお問い合わせください。

* 各種手続きの上で、代書人（司法書士等）に依頼される場合、代行手数料は自己負担となります。

・登記に関すること

（不動産登記）

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
土地・建物登記簿 （権利部 甲区）	不動産の所在地を管轄する法務局 蒲郡市内の不動産は 名古屋法務局豊川出張所 豊川市金屋西町 3-3 ☎ 0533-86-2097	2 年以内	・住所変更証明書 ・登記申請書 ・印鑑 ・委任状（代理人申請の場合）

※詳しくは 10 ページを参照してください。

（商業・法人登記）

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
商業登記や法人登記の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更	名古屋法務局岡崎支局 岡崎市羽根二丁目 2-1 岡崎合同庁舎 ☎ 0564-52-6415	1 4 日以内	・住所変更証明書 ・登記申請書 ・委任状（代理人申請の場合）
商業登記や法人登記の代表者などの住所の変更			※詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。

・住民登録に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
マイナンバーカード 電子証明書	市民課 システム担当 ☎ 0533-66-1109	変更後すみやかに 手続きをお願いします。	マイナンバーカード
在留カード 特別永住者証明書 特定在留カード	市民課 住民情報担当 ☎ 0533-66-1110		在留カード 特別永住者証明書 特定在留カード

・福祉に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
身体障害者手帳	福祉課 障害福祉担当 ☎ 0533-66-1106	変更後すみやかに 手続きをお願いします。	・ 住所変更証明書 ・ 各種手帳
精神障害者保健福祉手帳			
療育手帳			
自立支援医療受給者証			・ 住所変更証明書 ・ 受給者証
障害福祉サービス受給者証			・ 住所変更証明書 ・ 各種受給者証
児童通所受給者証、			
地域生活支援受給者証			

・年金に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
共済年金	各共済組合	実施日以降、お早 目に手続きをお願 いします。	各共済組合にお問い合わせくだ さい。

・保険に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
健康保険資格確認書	勤務先	実施日以降、お早 めに手続きをお願 いします。	勤務先を通して協会けんぽま たは各健康保険組合にお問合 せください。
共済組合員証	各共済組合		各共済組合にご確認ください。

・自動車に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
自動車運転免許証	県内の警察署（各地区交通安全協会）及び運転免許センター（各支所、出張所） 蒲郡警察署 ☎ 0533-68-0110	変更後すみやかに手続きをお願いします。 ※なお、マイナ免許証を所有している場合は、マイナンバーカードの住所変更後に手続きをしてください。	《住所の変更》 ・住所変更証明書 ・運転免許証（マイナ免許証含む） 《本籍の変更》 ・本籍の変更について（お知らせ）又は住民票（本籍記載のあるもの） ・運転免許証（マイナ免許証含む） 詳細は手続き先にご確認ください。
運転経歴証明書			・住所変更証明書 ・運転経歴証明書（マイナ経歴証明書含む） 詳細は手続き先にご確認ください。
自動車検査証（車検証）	中部運輸局愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2049 （登録部門）		・住所変更証明書 ・自動車検査証 ・商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・委任状（代理人申請の場合）など 詳細は手続き先にご確認ください。
軽二輪車（届出済証）		変更後すみやかに手続きをお願いします。	・住所変更証明書 ・軽自動車届出済証 ・商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・委任状（代理人申請の場合）など 詳細は手続き先にご確認ください。
軽自動車の検査証	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 ☎ 050-3816-1771		・住所変更証明書 ・自動車検査証 ・申請書 （手続き先にあります） など 詳細は手続き先にご確認ください。

・地縁団体に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
認可地縁団体告示事項のうち、区域・主たる事務所の所在地・代表者の住所の変更（併せて規約に定める区域・主たる事務所所在地の変更も必要です）	共創共生課 市民協働担当 ☎ 0533-66-1179	規約変更等の変更承認に係る総会后、代表者の方が手続きをしてください。	・総会議事録 ・変更前及び変更後の規約

・事業所に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
酒類販売業免許	豊橋税務署 ☎ 0532-52-6201	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	詳細は手続き先にご確認ください。
法人税に係る本店・支店の所在地、代表者などの住所変更	豊橋税務署 ☎ 0532-52-6201	法務局で変更登記後、手続きをお願いします。	異動届出書 （国税庁のホームページよりダウンロードできます）
雇用保険適用事業所	ハローワーク蒲郡 ☎ 0533-67-8609	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	『雇用保険事業主事業所各種変更届』に住所変更証明書の写しを添付の上、所在地変更の手続きをお願いします。
労働保険に係る所在地変更	豊橋労働基準監督署 労災課 ☎ 0532-54-1194		住所変更証明書 労働保険名称・所在地変更届等

※勤務先、学校、銀行、電気（小売電気事業者）、ガス、電話（固定・携帯）、保険会社、クレジットカードなどで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、連絡や各種手続きをお願いします。

4 不動産登記手続きについて

■ 不動産（土地・建物）登記

《各手続きは登記事務停止期間終了後に行ってください》

変更していただく届出等 (事 柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 蒲郡市、豊川市内の土地・建物等については下記 名古屋法務局 豊川出張所 〒442-0067 豊川市金屋西町 3-3 TEL 0533-86-2097	①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑 ④委任状（代理申請の場合）	変更日から2年以内

《土地区画整理事業区域内の土地・建物に関する登記事務の停止について》

土地区画整理事業区域内の土地・建物については、換地処分による区画整理登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更、売買・贈与等による所有権移転等）や登記事項証明書、地図・図面に係る証明書交付事務が一定期間（2～3か月程度）停止されます。

※区画整理登記：登記簿の表題部（土地・建物の所在地）は、市が法務局で書き換えます。

登記申請書作成上の注意事項

1. 次ページの記載例をご参照ください。
2. 登記原因証明情報として、住所変更通知書または所在地変更証明書（住所変更証明書）を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
3. 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
5. 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
6. 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印してください。
7. 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
8. 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便により送付してください。
登記完了後に「登記完了証」を交付しますので、登記完了証を返送するための郵便切手を貼った返信用封筒（簡易書留）を同封してください。

受付シール貼付スペース

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更
 原 因 令和8年9月19日住居表示変更
 変更後の事項 住所 蒲郡市港町 ○番 ○号
 申 請 人 蒲郡市港町 ○番 ○号

三 河 太 郎 ㊞

連絡先の電話番号 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

添 付 書 類 住所変更証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 名古屋法務局 豊川出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 所 在 蒲郡市○○○
 地 番 100番
 地 目 宅地
 地 積 123.45平方メートル

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 所 在 蒲郡市○○○100番地
 家屋番号 100番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 43.00平方メートル
 2階 38.62平方メートル

5 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ用はがき」を、日本郵便(株)より提供していただきます。

下記の記載例の要領でご記入の上、はがきの入っていた封筒に入れて、郵便差出箱（ポスト）か日本郵便(株)の窓口、最寄りの郵便局へお出しください。（切手を貼る必要はありません。）

「住所変更のお知らせ用はがき」の記載例

住居表示変更のお知らせ

令和8年9月19日から住居表示が変更され、お知り合いの方の住所が下記のとおりに変更になりましたのでお知らせいたします。

○今後郵便物をお出しの際は、必ず新住所をご記入ください。

○あなた様の住所録をご訂正ください。

記

新住所
郵便番号 443-0034
愛知県蒲郡市
港町 1 番 1 号
() 方
ご氏名 三 河 太 郎

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。)

住所変更通知書に記載された新住所をご記入ください

※宛名面には、ご親戚・お知り合いの方の郵便番号、ご住所、ご氏名をご記入ください。

郵便番号に変更はありません。

お問い合わせ

蒲郡市役所

市民生活部 市民課 住民情報担当

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号

TEL 0533-66-1110